

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第62号



定期購入のトラブルが多発！

令和2年度消費生活センター報告

令和2年度に幕別町消費生活センターに寄せられた相談件数は155件でした。

定期購入のトラブル

令和2年度は通信販売のトラブルが全体の43%を占め、中でも健康食品やサプリメント、化粧品等を「お試し」で購入し、後から定期購入の契約と気づいたものの解約できないという相談が多数寄せられました。通信販売は一定期間無条件の契約解除が可能な「クーリング・オフ」が適用されません。購入前に返品条件等を必ず確認しましょう。

新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルスに関連した相談は、マスクやゴムひもの送り付け、航空券やホテルの予約キャンセル等がありました。今後も新型コロナウイルスに関連した新種の詐欺や悪質商法の被害が懸念されますので、引き続き注意が必要です。

副業や投資話に注意！

若い世代を中心に副業や投資としての情報商材やギャンブル必勝情報、FX、暗号資産（仮想通貨）等の相談も複数寄せられました。そもそも簡単にもうかる話はありませんし、返金も困難なことがほとんどです。「うまい話には裏がある」ことを改めて肝に銘じましょう。

夜間相談を 実施しています

第1・3・5水曜日（祝日・年末年始を除く）は午後7時まで札内相談室で来所・電話ともにご相談を受け付けています。予約は不要です。お仕事や学校の都合で日中に相談できない方、お気軽にご相談ください。

行政機関等をかたった なりすましに注意！

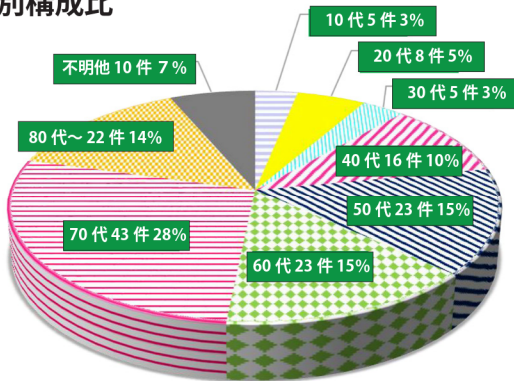
新型コロナウイルスワクチン接種に関して、行政機関等をかたった怪しい電話や訪問、メール等には反応しないようにしましょう。不審に思ったりトラブルに遭ったりした場合は、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

令和3年度 消費者月間統一テーマ

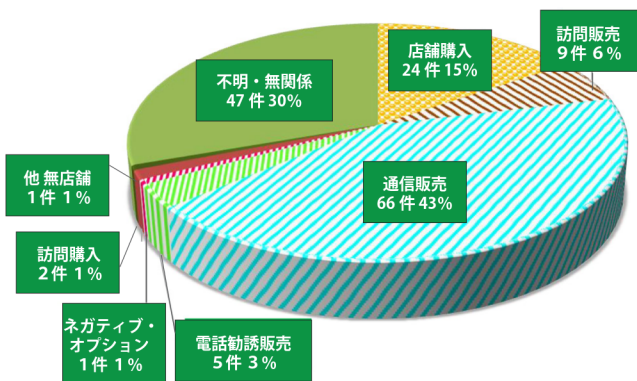
「消費」で築く新しい日常

◆毎年5月は消費者月間です◆

年代別構成比



購入形態別構成比



問 幕別町消費生活センター（☎55-5800）

地区	相談受付	場 所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター



18歳になる君へ

大人への一步を踏み出す前に
知っておこう！ 契約のコト



2022年4月1日から

成年年齢が18歳になります！

今までの18歳 未成年

社会経験の少ない20歳未満の未成年者が
親の同意を得ないで契約した場合、原則として
契約を取り消すことができます。

(例) 親に内緒で10万円の化粧品セットを契約した場合

親の同意がない契約は
取り消せる
(法律で保護されている)

No!



★ただし、次の場合は取消しできません

- お小遣いの範囲の少額な契約の場合
- 自分が成人であると偽って契約した場合
- 結婚している場合 など

これからの18歳 新成人

成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の人は
親の同意なく、**一人で様々な契約ができる**ようになります。

(例) ●スマホを購入する

●クレジットカードを作る

●一人暮らしのためのアパートを借りる など

一方で、未成年者取消しはできなくなります。
様々な勧誘のターゲットになる危険性があります。

OK!



一人で契約できる!
(未成年者取消しは
できなくなる)

